# 令和８年度（２０２６年度）第２回お金の悩み無料相談会実施要領

## １．実施目的

（１）多重債務者が生活再建に向けて自ら動き出すための支援を行う。
（２）多重債務者が相談窓口を訪れる契機とする。
（３）多重債務相談とこころの相談を同時に行い、自殺対策との連携を図る。
（４）事業者にも対応するため、事業者向け相談も実施する。
（５）市町村多重債務相談窓口の充実強化のため、市町村消費者行政担当職員及び消費生活相談員の実践研修の場とする。

## ２．主催等

主催：熊本県多重債務者対策協議会
共催：熊本県、県内市町村、九州財務局、熊本県弁護士会、熊本県司法書士会、
グリーンコープ生活協同組合くまもと、ＮＰＯ法人 熊本クレ・サラ被害をなくす会

## ３．相談日時及び場所

| 日　　時 | 場　　所 |
|---|---|
| 令和８年１１月２８日（土）<br>相談時間　13:00～16:40 | 八代市役所２階市民相談室<br>（八代市松江城町１－２５） |

## ４．実施方法

（1）相談の予約受付

熊本県消費生活センター（電話：０９６－３８３－０９９９）において、１１月４日（水）から予約を受け付け、相談方法を説明する。予約受付後、相談者へ予約受付票、相談カード、債務一覧表及び家計収支表を送付し、記入のうえ当日持参していただく。（当日の記入も可とするが、借入先が分かるような資料を持参してもらう。）

市町村の窓口で相談を受け付けた相談者については、必要に応じて当相談会を紹介し、市町村窓口担当者等から県消費生活センターに予約を入れる。

（2）相談体制

| スタッフ | | 人数 | 役　　割 |
|---|---|---|---|
| 弁護士（県弁護士会） | | 2 | 法律相談（債務整理等） |
| 司法書士（県司法書士会） | | 2 | |
| 臨床心理士 | | 3 | こころの健康相談 |
| 相談員 | 県、市町村相談員 | 出席希望者 | 債務状況等の聴取・整理、各分野窓口の紹介、助言等 |
| | NPO 法人 熊本クレ・サラ被害をなくす会 | 1 | 債務状況等の聴取・整理、各分野窓口の紹介、助言、事業者向け相談対応等 |
| | ｸﾞﾘｰﾝｺｰﾌﾟ生協くまもと | 2 | |
| | 九州財務局 | 1 | |
| | 経営指導員 | 1 | |
| 市町村職員 | | 出席希望者 | 運営（受付、誘導等） |
| 県消費生活課 | | 3 | 運営（受付１名、誘導２名） |

（3）相談会の流れ

| | | |
|---|---|---|
| 受付及び相談室への誘導 | 受付担当者<br>誘導担当者<br>（消費生活課） | ○ 予約されている相談者が来場された場合は受付を行い、相談室へ誘導。<br>予約されていない相談者が来場された場合は、会場に空きがあれば、上記の手順を踏んだうえで受付を行う。<br>○ 相談者が早めに来場されたときは、相談開始時間を伝え、時間まで待機を案内する。 |
| 相談の聴き取り<br>法律相談<br>こころの健康相談<br>（６０分程度） | 相談員<br>弁護士<br>司法書士<br>臨床心理士<br>経営指導員 | ○ 相談員が相談カード、債務一覧表及び家計収支表に基づき、債務の状況等の聴き取りを行い、内容を整理する。<br>○ 弁護士または司法書士が法律相談を行い、相談員が聴き取り記録用紙に内容を記入する。<br>○ 臨床心理士がこころの健康の観点からカウンセリングを行う。<br>○ 事業者からの相談があった場合は、経営指導員が随時対応する。 |
| 相談終了後のフォロー<br>（１０分程度） | 相談員 | ○ 相談内容を振り返り、相談者に必要な支援窓口を紹介。（パンフレット等を渡す。）<br>○ 相談者に相談者向けアンケート（県消費生活課）の記入をお願いする。 |

（4）タイムスケジュール

| 時間 | 事柄 | 対応者 |
|---|---|---|
| １０：００～<br>１１：３０<br>（９０分） | ○ 会場準備（打ち合わせ、会場設営） | 県消費生活課、参加市町村職員、市町村相談員 |
| １２：３０～<br>１２：５０<br>（２０分） | ○ 受付開始<br>○ 相談会のスケジュール等について県消費生活課から説明及び相談対応について打ち合わせ | 県消費生活課<br>相談員、弁護士、司法書士、臨床心理士、経営指導員 |
| １３：００～<br>１４：１０<br>（７０分） | 相談① | 相談員、弁護士、司法書士、臨床心理士、経営指導員 |
| １４：１５～<br>１５：２５<br>（７０分） | 相談② | 相談員、弁護士、司法書士、臨床心理士、経営指導員 |
| １５：３０～<br>１６：４０<br>（７０分） | 相談③ | 相談員、弁護士、司法書士、臨床心理士、経営指導員 |
| １６：４０～<br>１６：５０～<br>１７：００<br>（２０分） | ○ 会場撤収<br>○ 各相談内容の共有及び事後対応の検討<br>○ 相談会の総括 | 県消費生活課、参加市町村職員<br>相談員、弁護士、司法書士、臨床心理士、経営指導員 |
| １７：００ | ○ 相談会終了 | |